

令和8年2月17日

株式会社くまのみに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社くまのみに対し、令和5年3月14日に埼玉県が行った景品表示法第7条第1項の規定に基づく措置命令を踏まえ、同社が運営する「プレミアムボディバランス (P r e m i u m B o d y B a l a n c e)」と称する店舗において供給する「美骨盤矯正+選べる最新痩身5種ダイエット」と称する役務に係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令 (別添参照) を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社くまのみ (以下「くまのみ」という。)
(法人番号 3030001100504)

所 在 地 さいたま市大宮区桜木町二丁目3番地69大原第一ビル4階

代 表 者 代表取締役 池田 秀一

設立年月 平成25年12月

資 本 金 1000万円 (令和8年2月現在)

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為 (違反行為) に係る役務

くまのみが運営する「プレミアムボディバランス (P r e m i u m B o d y B a l a n c e)」と称する店舗において供給する「美骨盤矯正+選べる最新痩身5種ダイエット」と称する役務 (以下「本件役務」という。)

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

自社ウェブサイト

イ 課徴金対象行為をした期間

令和4年6月2日から令和5年1月20日までの間

ウ 表示内容 (別紙)

令和4年6月2日から令和5年1月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「-7.3kgの体験! ※効果には個人差があります 埼玉No.1整骨院プロデュース 美骨盤矯正+選べる最新痩身5種ダイエット」、「P r e m i u m B o d y B a l a n c e式部分

集中痩せダイエットプログラムは、全ての脂肪・セルライトに絶大な効果があります」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務の提供を受けるだけで、本件役務の効果により、脚部又は腹部の脂肪が落ち、脚部又は腹部の著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの表示について、消費者庁は、景品表示法第8条第3項の規定に基づき、くまのみに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、くまのみは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

(3) 課徴金対象期間

令和4年6月2日から令和5年4月8日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

くまのみは、本件役務について、前記(2)ウの表示に係る裏付けとする資料が、客観的に実証された内容のものであるか、また、実証された内容が表示された効果と適切に対応しているかについての十分な検証を行うことなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

くまのみは、令和8年9月18日までに、361万円を支払わなければならない。

【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話：03（3507）9239

URL：<https://www.caa.go.jp/>

表示内容
<ul style="list-style-type: none">「－7. 3kgの体験！ ※効果には個人差があります 埼玉No. 1整骨院プロデュース 美骨盤矯正+選べる最新痩身5種ダイエット」「埼玉No. 1整骨院プロデュース エステサロンプレミアムボディバランス 2大お悩み 脚痩せ or お腹痩せ 美骨盤矯正+選べる最新痩身5種ダイエット 1年間で－23. 3kgの体験！ ※効果には個人差があります 体重－23. 3kg 体脂肪率－17. 3% 体年齢－28歳 効果には個人差があり、全ての方が同様の結果になるとは限りません。」との記載と共に、「Before」及び「After」との記載がある人物の身体の比較画像「Premium Body Balance式部分集中痩せダイエットプログラムで必ず結果へと導いていきます」「Premium Body Balance式部分集中痩せダイエットプログラムは、全ての脂肪・セルライトに絶大な効果があります」

(別紙)

埼玉No.1整骨院プロデュース

美骨盤矯正
+選べる最新痩身5種ダイエット

-7.3kg の体験!
※効果には個人差があります

HP初回限定価格 (税込)
部分集中3回 ￥2,980

詳しくはコチラ ▶



////////// 埼玉No.1整骨院プロデュース エステサロンプレミアムボディバランス //////////////

2大
お悩み

脚痩せ or お腹痩せ

美骨盤矯正
+選べる最新痩身5種ダイエット

HP初回限定価格 (税込)
部分集中3回 ￥2,980

1年間で
-23.3kg の体験!
※効果には個人差があります

4年間
4万人が
体験

満足できない場合は
全額返金
保証

埼玉県・銀座で
1,500件
突破の大気サロン

実績 信頼 安心

まずは体験をオススメ致します

Before After

体重	体脂肪率	体年齢
-23.3kg	-17.3%	-28歳

※効果には個人差があります。全ての方が同様の結果になるとは限りません。

Premium Body Balance式部分集中痩せダイエットプログラムで
必ず結果へと導いていきます

Premium Body Balance式
部分集中痩せダイエットプログラムは、
**全ての脂肪・セルライトに
絶大な効果があります**



過食が原因
皮下脂肪
人間が消費するエネルギー量以上に、食事などでカロリーを取り過ぎてしまうことが原因で生じる脂肪です。



筋肉低下が原因
たるみ脂肪
本来ハリのある筋肉が、運動不足や加齢によって筋肉そのものが低下し、皮膚がたるんで脂肪になってしまいます。



脂肪の蓄積が原因
セルライト脂肪
体内脂肪をケアせず、体内に蓄積させると脂肪同士や老廃物と絡みだりして、肥大化してしまい凸凹の脂肪になります。



血行不良が原因
内蔵脂肪
生活習慣やストレスが原因で血の巡りが悪くなることで、内臓に十分な血液が届かなくなり内臓に脂肪が生まれます。

(参考1)

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(措置命令)

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に對し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に關し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るもの）を除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の

政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不适当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。
- 4 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第二十五条第一項の規定による報告を求められたにもかかわらずその報告をしないときは、内閣総理大臣は、当該事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事実の報告がされず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項に定める売上額を、当該事業者又は当該課徴金対象行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、内閣府令で定める合理的な方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができる。
- 5 事業者が、基準日から遡り十年以内に、課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者であるときにおける第一項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の四・五」とする。
- 6 前項に規定する「基準日」とは、同項に規定する課徴金対象行為に係る事案について、次に掲げる行為が行われた日のうち最も早い日をいう。
- 一 報告徴収等（第二十五条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。第十二条第四項において同じ。）
 - 二 第三項の規定による資料の提出の求め
 - 三 第十五条第一項の規定による通知

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この節において同じ。）の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同条第一項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第七項に規定する第三者型発行者が発行する同条第一項第一号の前払式支払手段その他内閣府令で定めるものであつて、金銭と同様に通常使用することができるものとして内閣府令で定める基準に適合するもの（以下この項において「金銭以外の支払手段」という。）を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。）を交付する措置（金銭以外の支払手段を交付する措置にあつては、当該金銭以外の支払手段の交付を承諾した者に対し行うものに限る。以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
- 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
 - 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
- 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
- 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第

一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項若しくは第四項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

- 2 第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 3～6 （略）
- 7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2・3 （略）

（権限の委任等）

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 （略）
- 4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。
- 5～10 （略）

1 1 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十二条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（都道府県が処理する事務）

第二十三条 法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第七条第一項及び第二項並びに第二十五条第一項の規定による権限に属する事務（同項の規定による権限に属する事務にあっては、法第七条第一項の規定による命令を行うため必要があると認める場合におけるものに限る。）は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあり、消費者庁長官（法第二十五条第一項の規定による権限について、法第三十八条第二項の規定により公正取引委員会に委任された場合にあっては公正取引委員会、同条第三項の規定により事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任された場合にあっては当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官、同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任された場合にあっては証券取引等監視委員会。以下この項において同じ。）がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときは、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

- 2 前項本文の規定により同項本文に規定する事務を行った都道府県知事は、速やかに、その結果を消費者庁長官に報告しなければならない。
- 3 第一項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

景品表示法による表示規制の概要



不当な表示

○ 優良誤認表示（第5条第1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競業事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（第7条第2項及び第8条第3項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

○ 事業者が当該資料を提出しない場合又は提出した資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合

- ・第7条第2項（措置命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示とみなす。
- ・第8条第3項（課徴金納付命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示と推定する。

○ 有利誤認表示（第5条第2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

② 商品・サービスの取引条件について、競業事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○ 商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（第5条第3号）

① 無果汁の清涼飲料水等についての表示

② 商品の原産国に関する不当な表示

③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示

④ 不動産のおとり広告に関する表示

⑤ おとり広告に関する表示

⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示

⑦ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行つた事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

・**対象行為**：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。

・**課徴金額の算定**：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。※

※基準日（報告の徴収などが行わられた日のうち最も早い日）から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていった場合は、4. 5%を乗じる。

・**対象期間**：3年間を上限とする。

・**主観的要素**：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らな
いことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。

・**規模基準**：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿つて返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置=対象商品・役務の取引をしたことが特定され一般消費者から申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金額（金銭以外の支払手段を含む。）を交付する措置。

1：実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2：返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿つて返金措置を実施する。

3：報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が、課徴金額未満の場合
課徴金額の減額

返金措置における金銭交付相当額が、課徴金額以上の場合
課徴金の納付を命じない

賦課手続 (第13条)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。
違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

※ 別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第92号
令和8年2月17日

株式会社くまのみ
代表取締役 池田 秀一 殿

消費者庁長官 堀井 奈津子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が運営する「プレミアムボディバランス（P r e m i u m B o d y B a l a n c e）」と称する店舗において供給する「美骨盤矯正+選べる最新痩身5種ダイエット」と称する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社くまのみ（以下「くまのみ」という。）は、課徴金として金361万円を令和8年9月18日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、くまのみが自己の供給する本件役務の取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、景品表示法第5条第1号に規定する、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

- (1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る役務は、本件役務である。
- イ(ア) 本件役務について、くまのみが前記1の課徴金対象行為をした期間は、令和4年6月2日から令和5年1月20日までの間である。

- (イ) くまのみは、本件役務について、前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する日前の令和5年4月8日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、くまのみが前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に取引をした日は、令和5年4月8日である。
- (ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和4年6月2日から令和5年4月8日までの間である。
- ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件役務に係るくまのみの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、1億2063万5355円である。
- エ くまのみは、本件役務について、別紙中の4(1)記載の表示に係る裏付けとする資料が、客観的に実証された内容のものであるか、また、実証された内容が表示された効果と適切に対応しているかについての十分な検証を行うことなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。
- (2) 前記(1)の事実によれば、くまのみが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件役務の売上額に、100分の3を乗じて得た額から、景品表示法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した361万円である。

よって、くまのみに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

＜法律に基づく教示＞

- 1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社くまのみ（以下「くまのみ」という。）は、さいたま市大宮区桜木町二丁目3番地69大原第一ビル4階に本店を置き、鍼灸マッサージ院、整骨院、リラクゼーションサロンの経営等を営む事業者である。
- 2 くまのみは、自ら運営する「プレミアムボディバランス（P r e m i u m B o d y B a l a n c e）」と称する店舗において、「美骨盤矯正+選べる最新痩身5種ダイエット」と称する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供している。
- 3 くまのみは、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- 4(1) くまのみは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和4年6月2日から令和5年1月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「-7.3kgの体験！※効果には個人差があります 埼玉No.1整骨院プロデュース 美骨盤矯正+選べる最新痩身5種ダイエット」、「P r e m i u m B o d y B a l a n c e式部分集中痩せダイエットプログラムは、全ての脂肪・セルライトに絶大な効果があります」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務の提供を受けるだけで、本件役務の効果により、脚部又は腹部の脂肪が落ち、脚部又は腹部の著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条第1号に該当する表示か否かを確認するため、景品表示法第8条第3項の規定に基づき、くまのみに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、くまのみは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

別表

表示内容
<ul style="list-style-type: none">「-7.3kgの体験！ ※効果には個人差があります 埼玉No.1整骨院プロデュース 美骨盤矯正+選べる最新痩身5種ダイエット」「埼玉No.1整骨院プロデュース エステサロンプレミアムボディバランス 2大お悩み 脚痩せ or お腹痩せ 美骨盤矯正+選べる最新痩身5種ダイエット 1年間で-23.3kgの体験！ ※効果には個人差があります 体重 -23.3kg 体脂肪率 -17.3% 体年齢 -28歳 効果には個人差があり、全ての方が同様の結果になるとは限りません。」との記載と共に、「Before」及び「After」との記載がある人物の身体の比較画像「Premium Body Balance式部分集中痩せダイエットプログラムで必ず結果へと導いていきます」「Premium Body Balance式部分集中痩せダイエットプログラムは、全ての脂肪・セルライトに絶大な効果があります」

(別添写し)